

すべての荷主企業の皆様へ！

中小企業も  
対象！

# 物流危機を乗り越えるため、協力して**物流効率化**に取り組みましょう！



物流危機って、ドライバーが不足する物流事業者だけの問題じゃないの？

「モノが運べない」物流危機を乗り越えるために、物流事業者だけでなく荷主、消費者もみんなで力を合わせて効率化に取り組むことが必要です



モノが運べないのは困る！それなら、わが社の物流も見直さなきゃ！  
でも、具体的に何をどうすれば良いの？

- ▶ 物流効率化法等が2024年に改正され、物流事業者のほか、荷物を送る側・受け取る側となる**「すべての荷主企業」にも努力義務が課されます**
- ▶ さらに、一定規模以上の事業者には物流効率化の取組みが義務化されます

2025年  
4月から

## I 【すべての荷主企業・物流事業者が対象】努力義務化される取組み

### 取組1 ムダなく運ぶ (積載効率の向上)

**【政府目標(2028年度)】**  
5割の車両で積載効率50%

<具体的な取組み例>

- ・共同配送
- ・発送量・納入量の適正化
- ・余裕あるリードタイム設定
- ・納品日・運送先の集約
- ・配車システムの導入
- ・復荷の確保
- など

取組例：共同配送



トラック・物流Gメンって  
どんなことをしているの？

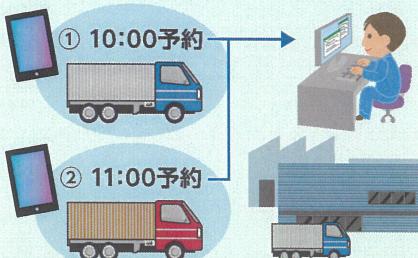
### 取組2 口タイムを減らす (荷待ちの時間短縮)

**【政府目標(2028年度)】**  
5割の運行で1運行あたりの荷待ち・荷役時間を2時間以内

<具体的な取組み例>

- ・予約受付システムの導入
- ・混雑を回避した日時設定
- ・出荷・納品日時の分散
- など

取組例：予約受付システム導入



### 取組3 作業を効率化する (荷役等の時間短縮)

**【政府目標(2028年度)】**  
5割の運行で1運行あたりの荷待ち・荷役時間を2時間以内

<具体的な取組み例>

- ・パレット、フォークリフト等の導入
- ・仕分けラインの新增設
- ・商品識別タグの導入
- ・荷捌き場のスペース確保
- ・倉庫の自動化
- ・作業員の適正な配置
- など

取組例：パレット導入、検品効率化



## II 【特定事業者(一定規模以上)が対象】義務化される取組み

2026年4月  
施行予定

<“特定事業者”となる事業規模> ※一部検討中

**特定荷主：取扱貨物重量9万トン以上**

※年度における貨物の取扱量  
国内の上位3200社程度が該当

倉庫事業者：貨物保管量70万トン以上

特定物流事業者：保有車両台数150台以上

<特定事業者に義務化される取組み>

- ①全荷主・物流事業者が取組むべき措置(取組1～3)に関する**中長期計画の策定、提出**
  - ②実施状況の**定期報告**
  - ③役員レベルの**物流統括管理者(CLO)の選任**(荷主のみ)
- ※取組が不十分な場合、国が**勧告・命令等**を実施

物流効率化に向けた設備投資等に活用できる支援策があります！ 詳細は裏面へ！